

現状の自主保安について （お客さま設備）

2014年11月10日

（一社）日本ガス協会

自主保安業務の概要

(法に定めはないが) 自主保安*1)*2)とは、
“安全高度化目標である「2020年死亡事故ゼロの達成」に向け、各事業者が業界指針や各供給エリアの事故発生動向、需要家の特性等に応じ、自主的に行っている保安向上活動”

◆ 各事業者が供給エリアの特性に応じ、独自に実施しているもの

各事業者が供給エリアの特性に応じ、様々な業務機会を活用し、あるいは機会を創出して行っているもの。
(独自性が高く、日々の改善活動のような規模の小さい取り組みも含む)

◆ 各事業者が供給エリアの特性に応じ、業界内ガイドライン等を参考に実施しているもの

保安向上計画2020のアクションプランや、JGAが発行する業務ガイドラインや各事業者の保安活動事例集等を参考に、各事業者が供給エリアの特性に応じて実施しているもの

◆ 業界として標準作業手順等で推奨している業務

ガス安全高度化計画に基づく業界活動方針や、JGAの定める保安規程(参考例)、指針、標準業務マニュアルに基づき、各事業者が保安規程に「実施すべき内容、年限、達成レベル等」を自ら定めて実施しているもの。

自主保安

法定 ・ 行政指導

*1) 現行のガス事業法上の「自主的な保安(保安規程、ガス主任技術者)」とは異なり、更に広い概念を示す。

*2) 活動内容に関する法的な定めはないため、全ての項目を挙げることは困難。

需要家保安における自主保安の責任領域ならびに対策項目の例

各事業者が
供給エリアの
特性に応じ、
独自に実施し
ているもの



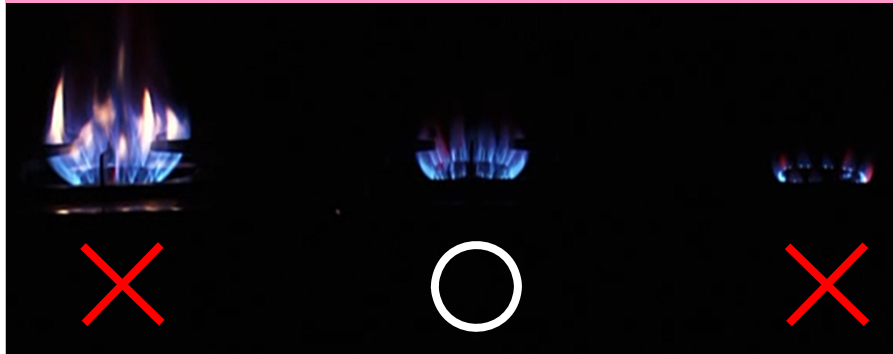
業界として標準
作業手順等で
推奨している
業務

ガス工作物に係る対策項目例	ガス安全使用・消費機器に係る対策項目例
■ 引込管ガス遮断装置の開閉検査 ■ 固着ガス栓のグリスアップ ■ 灯内内管(露出部)の外観確認 ■ 灯外内管(露出部)の漏えい検査 ■ 経年管・腐食劣化管の取替えのお勧め ■ 内管検査時に一括して行う接続具・消費機器の漏えい確認 ■ 開栓時・調査時におけるガス警報器(工作物に係るもの)の設置確認 ■ 開栓時における灯内内管の漏えい確認	■ 非安全型機器の取替促進(特別巡回等) ■ 開栓時における所有機器の確認と機器情報の保存 ■ 開栓時における“調査”レベルの給排気設備の確認 ■ 業務用換気警報器の設置促進 ■ 金網ストーブの年1回周知 ■ 調査時における不燃防なし小型湯沸器のCO測定 ■ 開栓時・調査時におけるガス警報器(機器に係るもの)の設置確認 ■ 開栓時・調査時における接続具の確認 ■ 開栓時における機器の点火試験

※ 上図に掲げたものはあくまで例示であり、必要とされる自主保安業務の網羅するものではない。

開栓時における自主保安作業イメージ（例）

点火試験



所有機器の確認と機器情報の登録

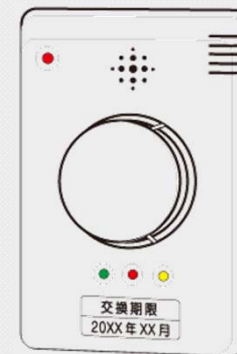


- ・ 型式(機器名)
- ・ 使用すべきガスの種類
- ・ 製造年月
- ・ 製造番号
- ・ 製造事業者
(販売事業者)

接続具の確認



ガス警報器の設置状況の確認、設置のお勧め



<設置状況の確認>

- ・ 法定設置対象の確認
- ・ 設置位置の確認
- ・ 有効期限の確認

<設置のお勧め>

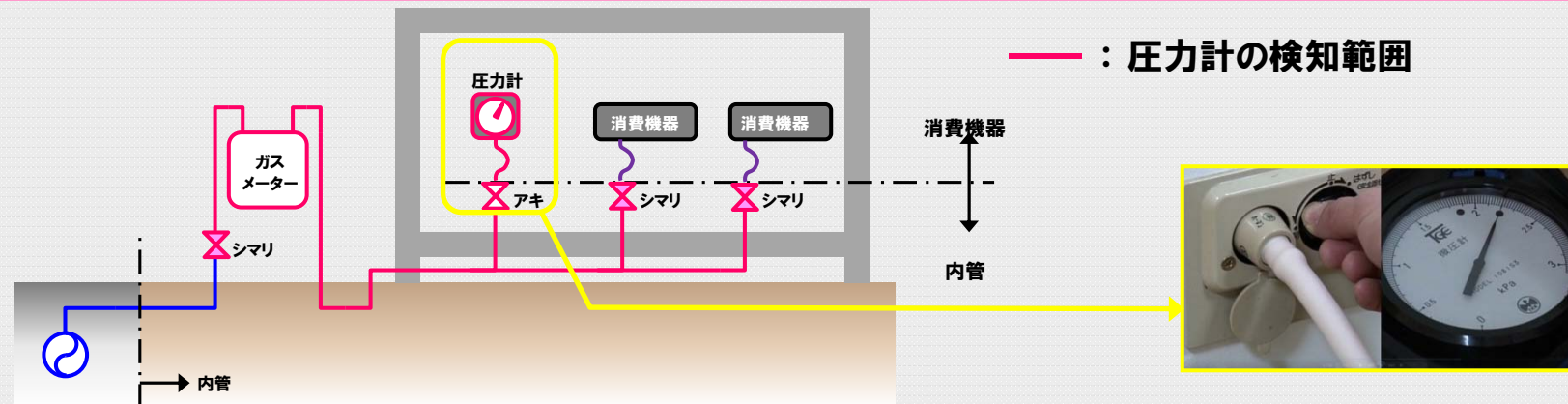
- ・ ガス警報器
- ・ CO警報器
- ・ 住宅用火災警報器
- ・ 業務用換気警報器

法定・行政指導

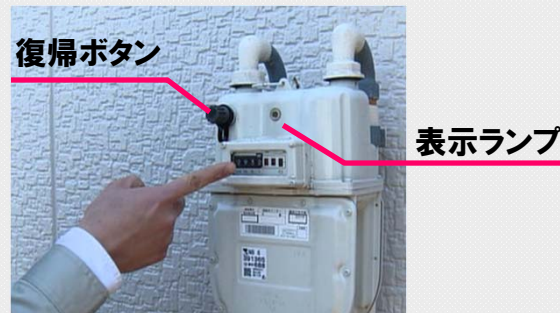
- 安全使用周知(一般周知・個別周知)
- 安全使用ステッカーの貼付
- 供給ガスと所有機器との適合性調査
- 回収対象機器の有無確認(パロマ製給湯器)
- 前回消費機器調査で不適合があったガス湯沸器・ガスふろがまの給排気設備の周知
- 前回消費機器調査で不適合があった接続具・ガス漏れ警報設備の給排気設備の周知

開栓時における自主保安作業イメージ（例）

灯内内管の漏えい有無の確認



マイコンメーターの設置状況の確認、機能・復帰方法の説明



<ガスメーターの設置状況の確認>

- ・ガスメーターの外観確認
- ・検定有効期間の確認
- ・メーター指針の確認

<マイコンメーターが設置されている場合>

- ・マイコンメーターの起動操作
- ・立会者へのマイコンメーターの機能説明
- ・マイコンメーターの復帰方法の説明

法定・行政指導

- 安全使用周知（一般周知・個別周知）
- 安全使用ステッカーの貼付
- 供給ガスと所有機器との適合性調査
- 回収対象機器の有無確認（パロマ製給湯器）
- 前回消費機器調査で不適合があったガス湯沸器・ガスふろがまの給排気設備の周知
- 前回消費機器調査で不適合があった接続具・ガス漏れ警報設備の給排気設備の周知

内管漏えい検査時における自主保安作業イメージ（例）

灯外内管(露出部)の漏えい検査

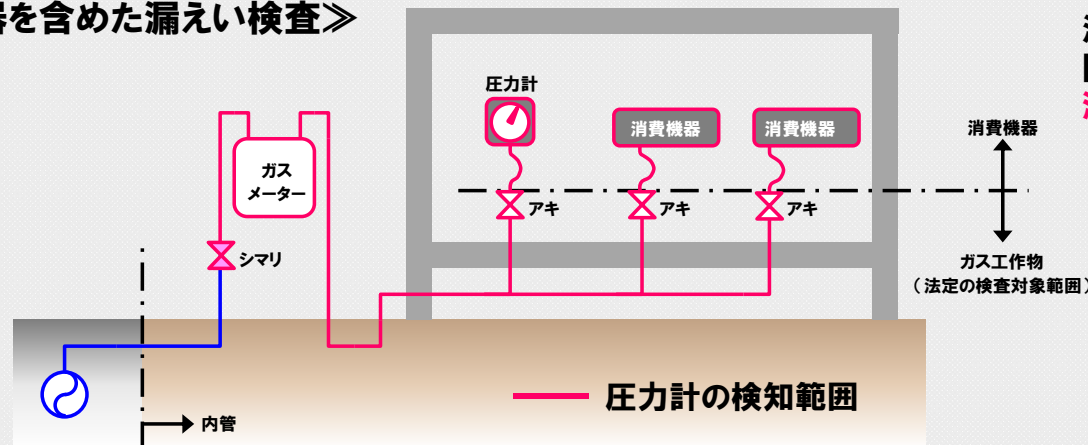


灯内内管(露出部)の外観確認



内管検査時に一括して行う接続具・消費機器の漏えい確認

《接続具・機器を含めた漏えい検査》



消費機器が接続されるガス栓を開き、**接続具・消費機器を含めた漏えい検査**を行う



法定・行政指導

- 灯外内管の漏えい検査
- 灯内内管・ガス栓の漏えい検査
- 業務用厨房内の水のかかり易い配管の腐食点検
- ヒューズ機構のないガス栓への安全アダプターの取付

消費機器調査時における自主保安作業イメージ（例）

ガス機器のCO測定

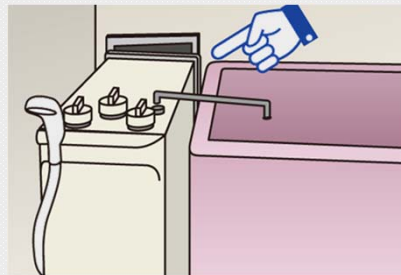


CO測定器

接続具の確認

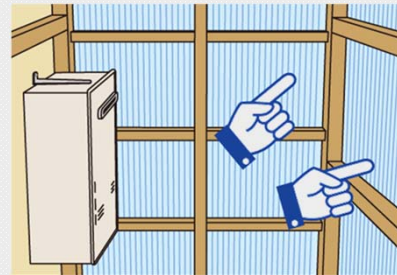


法定対象以外の給排気確認



密閉式の壁スキマ確認

※密閉式（特監法レベル有）
は調査省略可



波板囲い

※屋外式は調査対象外

注意喚起ステッカーの貼付



法定・行政指導

給排気設備が技術基準に
適合しているかを調査

- 不完全燃焼防止装置のないガス湯沸器
- 不完全燃焼防止装置のないガスふろがま
- これらに付属する排気筒・排気扇

周知に係る自主保安作業イメージ（例）

金網ストーブの個別周知

**金網ストーブを
お持ちのお客さまへお願いします。**

お手持ちのストーブをご確認ください

金網ストーブの特徴

ガスの燃える部分に耐熱性の金網を用いたもので、この金網を赤熱することにより、暖房をおこなうものです。

金網ストーブの一例

赤熱部分が金網でできています。（火をつけていない状態で確認して下さい）



金網ストーブの買い替えの目安

金網部分の変形やほこりなどによる詰まりなどは不完全燃焼につながり、見た目でも金網の変形や内部のほこり詰まりで不完全燃焼をおこしやすい金網変形や炎あふれなどがある場合は大変危険です。買い替えをおすすめします。（金網ストーブの不良例）



お問い合わせは

古い金網ストーブは、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）中毒をおこす危険があります。一酸化炭素（CO）は強い毒性を持つ物質で、死につながる危険性があります。重大事故に至らないために、安心機能の付いたファンヒーターへのお取り替えを是非お願いします。

不完全燃焼

こんな時は要注意

金網部分の変形やほこりなどによる詰まりなどは不完全燃焼につながります。また、外観はきれいに見えても金網の変形や内部のほこり詰まりで不完全燃焼をおこします。おかしいな？と思ったらご連絡を



換気

必ず換気を

ストーブを使用する場合は30分に1回が換気の目安です。開放できない窓の部屋には、給排気口を開けるか、換気扇があれば、まわしてください。



安心機能

安心機能のおすすめ

不完全燃焼防止装置のついたガスファンヒーターなら安心。ファンヒーターは異常を感じてガスを自動的にストップします。また、横倒ししたときもガスを自動的にストップします。お年寄り、お子さまのいる家庭でも安心してご使用になれます。



**金網ストーブをお持ちの
お客さまへお願い**

外壁塗装時の養生等による給排気不良

外壁清掃工事 塗装工事 増改築工事 をされる
工事会社さまへお願い

外壁の塗装工事等で、給排気筒（煙突）・換気扇・給排気口・屋外式給湯器などをビニールで覆うときは入居者の方に、ガスの使用禁止をお願いしてください。

給排気筒等をビニールで覆ったままガス機器を使用されると、すぐ消えてしまったり、新鮮な空気が不足して不安定燃焼による一酸化炭素中毒の原因や機器の異常燃焼による燃焼や火災の原因となり大変危険です。

作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。

工事の際、ビニール等で覆ったままガスを使用しない



経済産業省からのお願い

ビニールで覆った状態でガス機器を使用することによる事故（異常燃焼）は、ビニール養生中はガスを使用しないようにご説明終了後は確実にビニール養生を取り外してください。

建物外壁塗装 や 外壁清掃工事 中の
お客さまへお願い

工事中はガス機器を使わないでください

外壁塗装工事の際に、給排気筒（煙突）・換気扇・給排気口などの給排気設備をビニール等で覆ったままガス機器を使用すると、一酸化炭素（CO）中毒の発生やガス機器が異常燃焼を起こして機器の故障や火災の原因となるため大変危険です。

ビニールで覆ったままガス機器を使用すると…

一酸化炭素（CO）中毒にご注意ください
ガス機器が不完全燃焼を起こし、燃焼ガスが室内に流入して、CO中毒に発する恐れがあります。（戸・窓から流入）



異常燃焼の危険となります

ガス機器が異常燃焼を起こし、ガス機器の故障や火災に発する恐れがあります。



- お願い**
- ▶ 作業中、換気扇や給気口、給湯器本体をビニール等で覆っている場合があります。ビニール等で覆われた状態ではガス機器を使用しないでください。（使用する際は、養生ビニールが外れていることを確認してください）
 - ▶ ガス機器使用の際に、「なかなか火が着かない」「火がすぐ消える」などの場合は、養生ビニールの取り外し忘れが考えられます。外壁のビニールを確認してください。

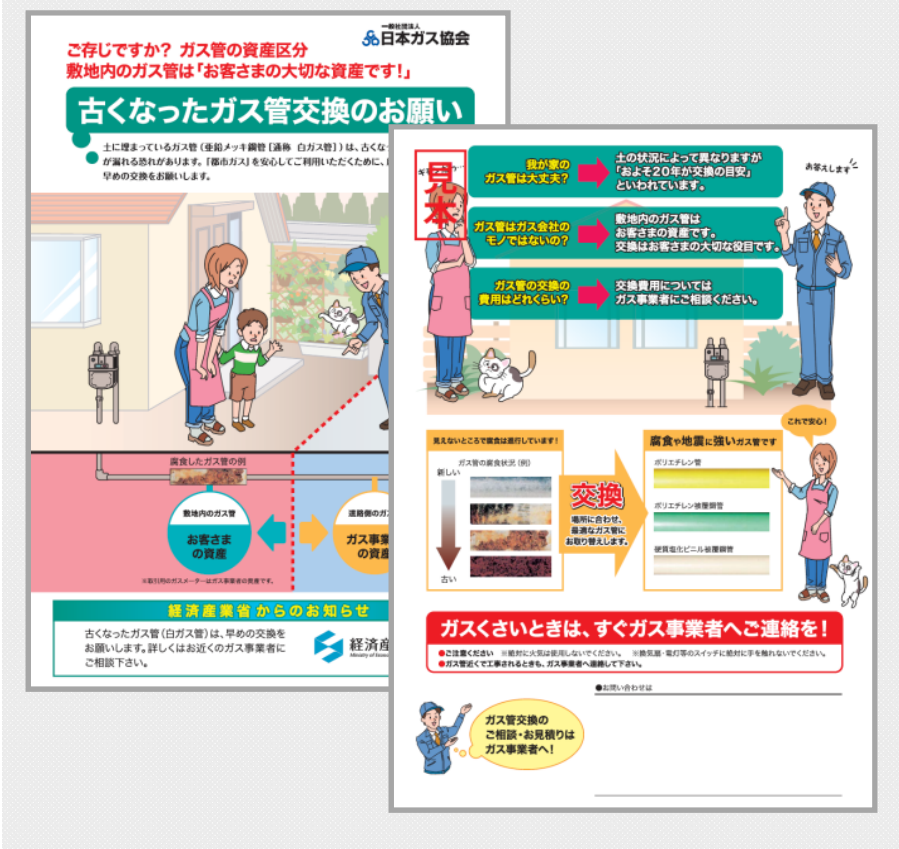
法定・行政指導 ＜個別周知＞

- 屋内設置の（小型）瞬間湯沸器（毎年度1回以上）
- 浴室設置の不燃防なしCF式ふろがま（毎年度1回以上）

- 屋内設置の不燃防なし半密閉式湯沸器（毎年度1回以上）
- 屋内設置の不燃防なしCF式ふろがま（3年度に1回以上）

周知に係る自主保安作業イメージ（例）

経年内管の取替のお願い



正しい接続具・接続方法の周知

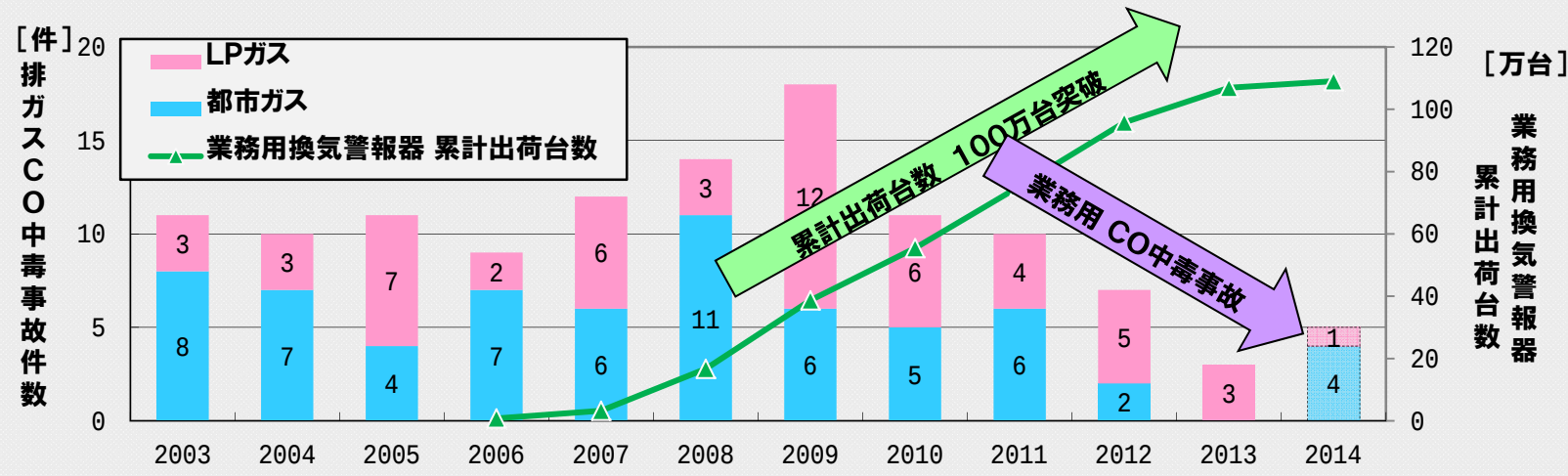


法定・行政指導 <一般周知>	■ 供給するガスに対する適応性に関する事項 ■ 管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項 ■ 使用する場所の環境及び換気に関する事項 ■ ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項	■ ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項
---------------------------------------	--	---

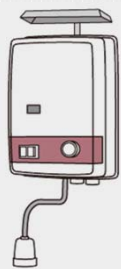
- ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項

その他の自主保安作業イメージ（例）

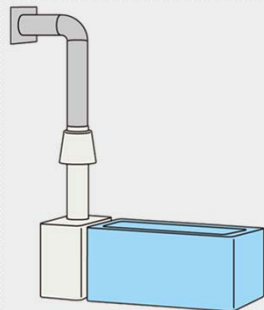
業務用換気警報器の設置促進



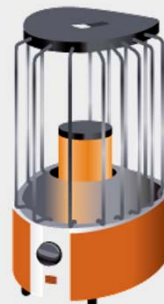
非安全型機器の取替促進



■ 屋内に設置された
不燃防なし
(小型)瞬間湯沸器



■ 浴室に設置された
不燃防なし
CF式ふろがま



■ 不燃防なし
金網ストーブ

<取替促進活動の例>

- ・ 該当機器所有の需要家への特別巡回
- ・ 改善困難物件に対するCO警報器の設置
- ・ 取替促進キャンペーンの実施